

NAB技術規準 T032 リファレンス音源の使用について

- 本リファレンスの著作権は、社団法人 日本民間放送連盟に帰属します。
- 本リファレンスは放送素材を制作する際の参考となる目的で作したものであり、上記の目的の範囲内に限り、放送事業者、番組制作会社等が無償で複製・貸与・頒布することを認めます。
- 本リファレンスの一部もしくは全部を上記の目的以外の使用のために複製・販売・貸与・頒布・演奏・上映・公衆送信する行為を禁じます。

以 上